

# 沈砂、し渣等搬出処理処分業務委託（具志川浄化センター）

## 仕様書

### 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、具志川浄化センター及び具志川処理区内中継ポンプ場から発生する沈砂、し渣等の搬出処理処分業務に関し、必要な事項を定めるものである。

(業務の履行期間)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(業務委託内容)

第3条 本業務委託の内容を以下に示す。

#### (1) 業務内容

沈砂、し渣等の収集、運搬、処分業務

#### (2) 対象品目及び処分方法等

対象品目 汚泥（沈砂、し渣、スカム）

処分方法 焼却等

予定数量 別紙参照のこと

#### (3) 搬出場所

具志川浄化センター（詳細は別紙参照）

(関係法令の遵守)

第4条 本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）、下水道法、労働基準法、道路交通法その他関係法令を遵守し、契約書、本仕様書等に基づき適正に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、若しくは請負わせてはならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委託し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

#### 【その他、簡易な業務】

- ・資料の収集、整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計

(基本的事項)

第6条 乙は、本業務の実施にあたり次に掲げる基本的事項を満たさなければならない。

- (1) 乙は、本業務を履行するにあたっては、甲と緊密に連絡を行い、甲の指示に従って行わなければならない。
- (2) 乙は、甲の指示に従って沈砂、し渣等の搬出及び臭気対策を速やかに行い、甲の下水処理業務に支障を与えてはならない。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり稼働中の設備の運転に支障が生じないように努めなければならぬ。また、処理場等施設内で他の委託業務等があるときは、甲または甲が維持管理業務を委託する者（以下、「維持管理業務受託者」という。）と協議、調整のうえ業務を実施すること。

- (4) 乙は、本仕様書に定めていない事項であっても、業務履行上必要と認められる事項については、契約金額の範囲内において実施すること。
- (5) 業務履行に際しては安全に注意を払い、臭気には特に気を配ること。
- (6) 乙は、処理場内の施設、工作物、車両等に損傷を与えないように十分注意し、万が一損傷を与えた時は修復賠償の任を負うこと。
- (7) 業務の遂行により問題が発生した場合には、直ちに甲に通知し、乙の責任において処理しなければならない。
- (8) 乙は、廃掃法第14条に基づく「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」の許可業者であること。

(疑義の解決)

第7条 本業務の履行に関して、本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

## 第2章 業務内容

### (収集及び運搬)

第8条 収集運搬する汚泥（沈砂・し渣・スカム）（以下「汚泥」という。）の収集場所は別紙のとおりとする。

- 2 業務に使用する車両（以下「車両」という。）は、乙が用意するものとする。
- 3 車両は収集、搬出、運搬にあたり、汚泥が飛散、落下、流出しないように、また、悪臭、騒音、振動などが生じないように、必要な措置を講じられた車両であること。
- 4 タイヤに付着している泥等で路面を汚さないようにすること。
- 5 乙は、汚泥の積み替え保管を行ってはならない。
- 6 車両は、2t 吊クレーン付トラック 4t 程度を標準とする。
- 7 し渣の搬出の際には、甲の指定するビニール袋等を納品し、これを次回の搬出に用いるものとする。ビニール袋等の規格、調達数量については契約後、維持管理業務受託業者と調整すること。

### (産業廃棄物管理票)

第9条 本業務は廃掃法における産業廃棄物の取集運搬及び処分の業務であるため、甲は搬出毎に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を乙に手交し、汚泥の適正な処理と流れを把握するものとする。

### (数量の確認)

第10条 搬出処分数量は、乙の計量器（トラックスケール等）により計量した数量とする。計量値は計量器付属のプリンターにより伝票へ印字し、備考欄に計量値を記入した産業廃棄物管理票とともに返送すること。

### (搬出予定量)

第11条 汚泥搬出の予定数量は別紙のとおりとする。なお、本数量は見込み量であるため、必ずしも全量を保証するものではない。

### (提出書類)

第12条 乙は、次の書類を速やかに甲に提出するものとする。

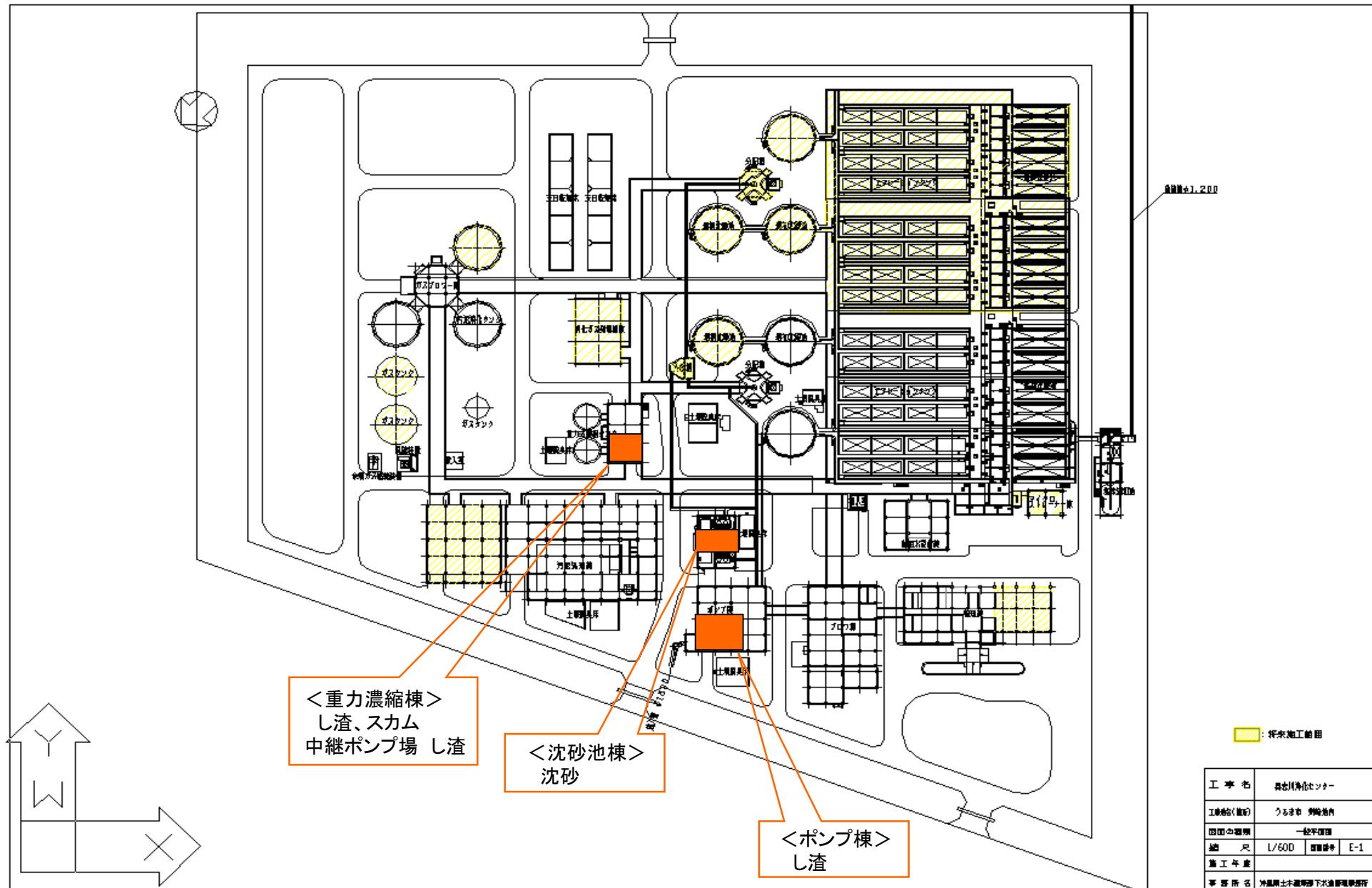
- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (2) 産業廃棄物処分業許可証の写し
- (3) 乙が中間処理業者の場合は、最終処分先の産業廃棄物処分業許可証の写し及び最終処分先との契約書の写し
- (4) その他必要な書類

収集場所 具志川浄化センター（うるま市州崎1番地）内、他中継ポンプ場

積み込み場所	収集品目	予定数量	予定搬出回数
浄化センター ポンプ棟	し渣	60 t /年	2回/月
浄化センター 沈砂池棟	沈砂		
浄化センター 重力濃縮棟	し渣、スカム 中継ポンプ場 し渣		2回/月
比屋根ポンプ場 (沖縄市比屋根 833-1)	し渣		
白川ポンプ場 (うるま市勝連内間 473-3)	し渣		3回/年

※1 予定数量（直近実績ベース）、搬出回数（直近実績ベース）の増減があつても、契約単価変更等は行わない。

※2 収集運搬経路上に具志川処理区中継ポンプ場がある等で効率的な収集が可能な場合は、中継ポンプ場を積み込み場所とすることも可とする。



具志川浄化センター 沈砂、し渣等回収箇所(予定)